

群馬県警察の少年警察補導員の勤務に関する訓令

昭和 42 年 8 月 10 日
本部訓令甲第 13 号

〔沿革〕 昭和 43 年 3 月本部訓令甲第 8 号、6 月第 20 号、51 年 3 月第 1 号、59 年 3 月第 5 号、60 年 3 月第 2 号、61 年 3 月第 3 号、62 年 3 月第 4 号、平成元年 3 月第 2 号、6 年 3 月第 6 号、第 9 号、8 年 3 月第 3 号、11 年 3 月第 8 号、12 年 3 月第 7 号、12 月第 27 号、13 年 3 月第 2 号、15 年 2 月第 2 号、16 年 3 月第 8 号、19 年 8 月第 15 号、20 年 1 月第 2 号、令和 2 年 3 月第 2 号改正

（概要）

この規定は、群馬県警察における少年警察補導員の勤務に関し必要な事項を定めたものである。